

Naima Travel 手配旅行契約 取引条件説明書

この書面は Naima Travel(ナイマトラベル)(以下、当方といいます。)が、お客様からのご依頼により各種の旅行に関するサービス(以下、「旅行サービス」といいます。)の予約などの手配をお引き受けしようとする場合は、旅行業法第十二条の四に定める取引条件の説明書面となり、手配旅行契約が成立した場合は、同法第十二条の五に定める契約書面の一部となります。

一、手配旅行

- 1.手配旅行とは、当方がお客様からのご依頼により、当方所定の旅行業務取扱料金(大人・子ども同額)の支払いを受け、お客様のために代理、媒介、または取次ぎをすることなどにより、運送・宿泊機関などの運送・宿泊・その他の旅行に関するサービスの提供を受けることが出来るように手配する旅行をいいます。
- 2.手配旅行契約(以下、「旅行契約」といいます。)とは、当方がお客様からのご依頼により、当方所定の旅行業務取扱料金(大人・子ども同額)の支払いを受け、お客様のために代理、媒介、または取次ぎをすることなどにより、その旅行サービスの提供を受けることが出来るように予約などの手配することを引き受ける契約をいい、当方自らがその旅行を主催し、旅行サービスを提供するものではありません。

二、手配責任

- 1.当方が善良な管理者の注意をもって旅行サービスの手配を完了したときに、当該旅行契約に基づく当方の債務の履行は終了します。したがって、運送、宿泊、その他の旅行に関するサービスの提供機関等との間で、旅行サービスの提供を締結できなかった場合でも当方がその手配義務を果たしたときには、当方所定の旅行業務取扱料金をお支払いいただきます。
- 2.手配旅行においては、特別補償の適用はありません。また、当方がお客様の旅程を保証し、管理するものではありません。

三、旅行業務取扱料金

- 1.旅行業務取扱料金は、当方の予約・手配行為に対してお支払頂く料金で、航空券、列車の切符手配、及び現地混載ツアーの「ツアー条件」、個別の「旅行条件書(契約書面)」に記載します。旅行業務取扱料金は、大人・子ども共に同額です。
- 2.運送機関、宿泊機関、観光等の複合手配(周遊旅行)の場合、お一人につき・最終的旅行費用総額の 10%
※ただし、最低取扱料金は、お一人につき・4,000 円～
- 3.運送機関(国際線航空券(日本発・着)は除く)のみ、宿泊機関のみという単一機関の手配の場合、お一人につき・最終的旅行費用総額の 10%
※ただし、最低取扱料金は、お一人につき・2,000 円～
- 4.現地混載ツアー、現地国内線航空券、列車の切符の場合、各ツアー条件、旅行条件書をご確認下さい。
※現地混載ツアー等の最低取扱料金は、お一人につき・1,000 円～
- 5.その他、手配の内容により、旅行業務取扱料金は、個別の「旅行条件書(契約書面)」に準じます。

四、手配代行者

1. 当方は、旅行契約の履行に当りその手配の全部、または一部を本邦内、あるいは本邦外の他の旅行者、手配業者、その補助者に代行をさせます。

五、旅行契約の申し込み

1. 当方に手配旅行契約の申し込みをしようとするお客様は、所定の旅行申込書に必要事項を全て記入の上、当方が別に定める金額(原則、旅行代金総額の20%以上)の申込金とともに所定の期日(原則、当方より「旅行申込書」、「旅行条件書(契約書面)」を送信後、7日以内)までに当方へ提出していただきます。
旅行契約の申し込みの日が、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって前20日目に当たる日以降の場合は旅行代金の全額と、必要事項を全て記入済の旅行申込書を提出していただきます。
2. 申込金は、旅行代金(旅行業務取扱料金を含みます。)、取消料金、違約金、その他のお客様が当方に支払う金銭の一部に充当します。
3. 当方は、団体・グループを構成する旅行者(お客様)の代表としての契約責任者から、旅行契約の申し込みがあった場合は、契約の締結及び解除等に関する一切の代理権を契約責任者が有しているものとみなします。
4. 当方は、ウェブサイトを使用しての旅の通信販売形態を取っており、旅行契約に関する全ての書面は、電子メールでの送信となり、紙面のお送りは致しません。
5. 当方は、ウェブサイトを使用しての旅の通信販売形態を取っており、対面や電話での旅行契約に関する取引条件の説明は致しません。従って、旅行契約の申込みの前に、当方ウェブサイト上の「ウェブサイト利用規約」、「危機管理と海外旅行保険」、「プライバシーポリシー」、個別に送信する「旅行条件書(契約書面)」等、現地混載ツアーの場合の「ツアー条件」を、申込みをするお客様は全員、各自で確認をして下さい。これらは、旅行契約書面の一部とし、お客様各自で確認をした上で旅行契約の申し込みをするものと当方ではみなします。

六、契約締結の拒否

1. 当方は、次に掲げる場合において、旅行契約の締結に応じないことがあります。
 - ・当方の業務上の都合があるとき。
 - ・お客様が他の旅行者に迷惑を及ぼし、団体行動の円滑な実施を妨げる恐れがあるとき。
 - ・お客様が旅行を安全且つ、円滑に進めることが不可能な状態にあると当方が判断したとき。
 - ・海外旅行保険等の損害保険に未加入で渡航される方。
 - ・当方のご提出をお願いした旅行の申し込みに際して必要な書類のご提出をいただけないとき。

七、旅行契約の成立時期

1. 当該旅行契約は、当方が旅行契約の締結を承諾し、申込金等の金銭を受理したときに成立します。通信契約においては、申込金等の金銭を受理し、当方が契約の締結を承諾する旨の通知を発送したとき(旅行申込完了のメールを当方が送信をしたとき)に成立するものとします。ただし、申込金等の金銭の支払いを受けることなく契約の締結の承諾のみにより旅行契約を成立させ、手配を開始する場合があります。この場合は、契約書面に記載した年・月・日に旅行契約が成立したものとします。
2. 旅行契約成立後であっても、お客様から当方へ旅行申込書、その他の必要書類の提出がなされない場合に

は当該旅行契約を解除することがあります。この場合お客様には、所定の旅行業務取扱料金、取消料金等をお支払いいただきます。

八、旅行条件書(契約書面)の交付

- 1.当方は、お客様からのご依頼があったとき、旅行サービスの手配内容、旅行代金、その他の旅行条件に関する事項を記載した「旅行条件書(契約書面)」を交付します。現地混載ツアーの「旅行条件書(契約書面)」は、現地混載ツアーのページにある「ツアー条件」で確認して下さい。
- 2.当方が当該旅行契約により手配する義務を負う旅行サービスの範囲、及び旅行条件は、「旅行条件書(契約書面)」、または、現地混載ツアーのページの「ツアー条件」に記載するところによります。

九、申し込み条件

- 1.未成年の方(満20歳未満)の申し込み時には、保護者の方の同意書を提出して頂きます。必ず事前にお申し出下さい。同意書無しでの申し込みはお受けできません。
- 2.幼児料金、子供料金の適用がある各種旅行サービスの場合は、旅行開始日を基準として満2歳未満の子供に幼児料金、満2歳以上12歳未満の子供に子供料金を適用します。ただし、幼児、子供料金の設定がない場合は、この限りではありません。
- 3.75歳以上の方、妊娠中の方、健康を害している方、何らかの障害をお持ちの方は必ず事前にお申し出下さい。医師の診断書、当方が必要と認めた書類などの提出をして頂きます。その他、運送機関などの諸事情により介護の方の同伴をいただいたり、旅程の変更、場合によっては、申し込みをお断りさせて頂く場合があります。
- 4.旅行に参加するにあたり特別な措置が必要な場合は、当方は可能な範囲内でこれに応じますが、当方がお客様のために講じた特別な措置に要した費用は全てお客様の負担とし、お支払いいただきます。また、お客様が旅行中に上記健康障害などの事由により、医師の診察、または入院などを必要とする状態になった場合は、これらにかかわる諸費用の一切はお客様の負担とします。尚、これによるお客様への身体的、精神的損害は、当方がその責任を負うものではありません。

十、旅行代金とその支払時期、及び支払い方法

- 1.旅行代金の額は、旅行条件書(契約書面)に記載します。旅行代金は旅行開始日前までの当方が別に定める期日(原則、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって前16日目にあたる日)までに、全額の支払いを完了していただきます。
- 2.旅行代金の支払いは、全て当方指定の日本国内の銀行口座へのお振込みとしていただきます。振込みにかかわる一切の手数料は、お客様の負担とします。尚、領収書の発行は致しておりません。領収書の発行をご希望の場合は、別途、印紙代、送料をお支払いいただきます。
- 3.クレジットカードでの支払いは、お受けいたしておりません。

十一、旅行代金に含まれるもの

- 1.旅行業務取扱料金
- 2.その他、「旅行条件書(契約書面)」に記載のある手配する旅行サービスの料金

十二、旅行代金に含まれないもの

1. 渡航手続き諸経費(旅券・査証料金、予防接種料金、各種渡航手続き代行料金等)
2. 日本国内の空港施設使用料、及び燃油サーチャージ、航空保険料、航空諸税、空港税、出入国税
3. 傷害・疾病に関する医療費、盗難、その他の事故、災害発生時の援助などにかかわる諸費用
4. 任意海外旅行保険、各種の事故・災害、損害等に供える保険
5. 自由行動中の費用、お客様の個人的費用、追加手配費用等
6. その他、契約書面に記載のない全ての項目・旅行サービスの料金

十一、契約内容の変更（日本出発前、及び現地到着前）

1. お客様は、当方に対し、旅行日程(旅行実施日の変更を含みます)、旅行サービスの内容その他の旅行契約の内容を変更するよう求めることができます。この場合において、当方は、可能な限りお客様の求めに応じます。
2. 前項 1. のお客様の求めにより当該旅行契約の内容を変更する場合、お客様は、既に完了した手配を取消す際に運送・宿泊機関等に支払うべき取消料金、違約金、その他の手配の変更に必要な費用を負担するほか、当方に対し、所定の変更手続料金を支払わなければなりません。旅行契約の内容の変更によって生ずる旅行代金の増加、または減少はお客様に全て帰属します。
3. 電話での契約内容の変更はお受けできません。契約内容の変更の申し出は必ずメールで、当方の営業時間内にご通知下さい。通信契約における旅行契約の内容変更日とは、お客様からの通知(メール)が当方に届き、当方にて当該旅行契約の変更についての通知が確認できた日・時とします。日・月・祝祭日、及び当方の営業時間外に届いた通知(メール)は、翌営業日・時において有効(変更がなされた)とします。
4. 旅行参加者の交替・変更は原則出来ませんが、現地混載ツアーの手配(航空券の手配を含む場合は、旅行参加者の交替・変更は出来ません。)の場合は、その限りではありません。その都度お問合せ下さい。
5. イランにおける列車、国内線航空券は、全てお客様方にての買取りとして頂きます。ご予約後の変更はできません。お申込み後の変更はできません。一旦取り消し扱いとなります。エジプト(寝台夜行列車を除く)、モロッコの列車の切符もこれに準じます。
6. 手配内容によっては、旅行参加者の交替が出来ない場合があります。その場合は、一旦取消扱いとなります。
7. 航空券の名義変更は出来ません。この場合は、一旦取消扱いとなります。
8. 当方でお取り扱いする全ての国際線航空券(日本発・着)は、各種の割引航空券・格安航空券となります。その為、発券後の変更等、変更可能範囲を越えた変更は、全て一旦取消扱いとなります。
9. 未使用の当該航空券、列車の切符の返却がなされない場合の変更のお取扱いは出来ません。

十二、契約内容の変更（日本出発後、及び現地到着後）

1. 現地の手配代行者へ、その営業時間内に直接ご連絡ください。手配代行者は、可能な限りその求めに応じます。ただし、直接手配代行者へご連絡のない変更のお取扱いは出来ません。
2. 契約内容の変更に伴って運送・宿泊機関等に対して支払う取消料金、違約金、その他の変更に伴って発生した追加費用は、原則現地で直接手配代行者へお支払い下さい。
3. 国内線航空券、列車の切符、ホテル等の契約内容の変更においては、未使用の当該航空券、列車の切符、

バウチャー類等を現地の手配代行者へ必ずご返却下さい。返却がなされない場合の変更のお取り扱いが出来ません。(航空券の名義変更は出来ません。)

- 4.イランにおける列車、国内線航空券は全てお客様方にての買取りとして頂きます。お申込み後の変更はできません。一旦取り消し扱いとなります。エジプト(寝台夜行列車を除く)、モロッコの列車の切符もこれに準じます。
- 5.当方でお取り扱いする国際線航空券(日本発・着)の復路、途中経路の変更は出来ません。

十三、変更手続料金

- 1.契約内容の変更において、所定の変更手続料金を頂く場合には、「旅行条件書(契約書面)」に記載します。予約後の変更が不可の場合は、一旦取り消し扱いとなり、宿泊・運送機関・手配代行者等より所定の取消料金、違約金等が別途かかります。
- 2.イランの列車の切符、及び国内線航空券、エジプトの列車の切符(寝台夜行列車を除く)、モロッコの列車の切符は全てお客様方にての買取りとして頂きます。これらの変更をご希望の場合には、料金の100%の取消料金をお支払い頂いた上で、再予約を入れさせていただきます。
- 3.当方でお取り扱いする国際線航空券(日本発・着)の変更については、当該航空券発券後は全て一旦取消扱いとなります。

十四、お客様からの旅行契約の解除(日本出発前、及び現地到着前)

- 1.お客様は、いつでも「旅行条件書(契約書面)」に記載された取消料金を支払って旅行契約を解除することができます。
 - 2.取消料金、及びそのかかる時期は、訪問国、並びにその予約・手配の内容により変わります。現地混載ツアーの「ツアー条件」、及び個別に送信する「旅行条件書(契約書面)」に準じます。
 - 3.旅行業務取扱料金は、旅行契約成立後のご返金はいかなる場合も致しません。
 - 4.お客様からの以下の事由による旅行契約の解除の場合においても、取消料金のお支払をいただきます。
 - A.お客様の病気、親族の冠婚葬祭などの事由による変更・解除。
 - B.旅行参加者の交替・変更。(現地の地上手配のみの場合は、この限りではありません。その都度お問合せ下さい。)
 - C.渡航手続き、パスポート・ビザの発給などが旅行開始日までに完了できない場合の解除。
 - D.旅行の開始時期の3ヶ月以上先(または前)への変更の場合、または、旅行の内容により旅行の開始時期の変更が不可能な場合の解除。
 - 5.天災地変等自然災害、戦乱、テロ、暴動、政情不安、外務省「海外危険情報」より、「渡航の是非を検討してください」以上の危険情報が発出された場合においてもスケジュールの遂行には影響がない場合やご予約航空機、列車の運航がある場合のお客様からの旅行契約の解除。
 - 6.その他のお客様の都合による旅行契約の解除の場合には、各現地混載ツアーのページの「ツアー条件」「旅行条件書(契約書面)」に記載の規定に準じて取消料金をお支払いいただきます。
- 5.通信契約における旅行契約解除日とは、お客様からの通知(メール)が当方に届き、当方にて当該旅行契約の解除についての通知が確認できた日・時とします。日・月・祝祭日、及び当方の営業時間外に届いた通知(メール)は、翌営業日・時において有効(解除がなされた)とします。

- 6.電話での旅行契約の解除はお受けできません。旅行契約の解除の申し出は必ずメールで、当方の営業時間内にご通知下さい。
- 7.当方でお取り扱いする全ての国際線航空券(日本発・着)は、各種の割引航空券、格安航空券となり、復路の取消、及び部分的な取消は出来ません。
- 8.未使用の当該国際線航空券の返却がなされない場合の取消のお取り扱いは出来ません。

十五、お客様からの旅行契約の解除（日本出発後、及び現地到着後）

- 1.現地の手配代行者へ、その営業時間内に直接ご連絡ください。直接手配代行者へご連絡のない契約解除のお取り扱いは出来ません。
- 2.前項 1.の規定に基づいて旅行契約が解除されたときは、お客様は、既に提供を受けた旅行サービスの対価、及びいまだ提供を受けていない旅行サービスにかかわる取消料金、違約金その他の運送・宿泊機関、手配代行者等に対して既に支払い、またはこれから支払う費用を負担するほか、当方に対して旅行業務取扱料金を支払わなければなりません。
- 4.お客様からの以下の事由による旅行契約の解除の場合においても、取消料金のお支払をいただきます。
 - A.天災地変等自然災害、戦乱、テロ、暴動、政情不安、外務省「海外危険情報」より、「渡航の是非を検討してください」以上の危険情報が発出された場合においてもスケジュールの遂行には影響がない場合やご予約航空機、列車の運航がある場合のお客様からの旅行契約の解除。
 - B.お客様が、その都合により旅行開始後、旅行の取り止め(一部分の変更や取り止めを含みます。)をする場合は、権利放棄とみなします。
 - C.その他のお客様の都合による旅行契約の解除の場合には、旅行条件書(契約書面)に記載の規定に準じて取消料金をお支払いいただきます。
- 5.前項 B において旅行開始後、その旅行途中において旅行を取り止め、お客様が出発地(日本など)へ戻るために必要な諸費用(交通費、通信費など)は、すべてお客様の負担となります。
- 6.国内線航空券、列車の切符、ホテル等の契約の解除においては、未使用の当該航空券、列車の切符、バウチャー類等は現地の手配代行者へ必ずご返却下さい。ご帰国後、当方ではチケット、バウチャー類の取り次ぎ返却は致しません。現地の手配代行者へそれらの返却がなされていない場合の契約解除のお取り扱いは出来ません。
- 7.当方でお取り扱いする国際線航空券(日本発・着)の復路、途中経路の取消は出来ません。

十六、取消手続料金、及び取消料金

- 1.お客様の都合で当該旅行契約を解除される場合の取消手続料金は、当方では旅行業務取扱料金に含まれるものとし、別途いただくことはありません。
- 2.取消料金は、「旅行条件書(契約書面)」に準じます。

十七、当方の責に帰すべき旅行契約の解除

- 1.当方の責に帰すべき事由により旅行手配が不可能になったときは、お客様は当該旅行契約を解除することができます。この場合当方は、旅行代金からお客様がすでにその提供を受けた旅行サービスの対価として、運送・宿泊機関、手配代行者等に対してすでに支払いまたはこれから支払わなければならない費用を控除

した残金をお客様に払い戻します。

十八、お客様の責に帰すべき事由による旅行契約の解除

1. 当方は、お客様が所定の期日までに旅行代金などの所定の金銭のお支払いを完了されない場合、または所定の期日までに旅行申込書などの必要書類等の提出をされない場合は、当該旅行契約を解除する場合があります。この場合お客様は、いまだ提供を受けていない旅行サービスにかかわる取消料金、違約金、その他の運送・宿泊機関、手配代行者等に対して既に支払い、またはこれから支払わなければならない費用を負担するほか、当方に対し旅行業務取扱料金を支払わなければなりません。

十九、旅行代金の精算

1. 当方が各種旅行サービスの手配をするために運送・宿泊機関、手配代行者等に支払った費用が、お客様が既に当方に支払った金額と合致しない場合は、当方が定める期日までにその精算を完了しなければなりません。(精算旅行代金が、お客様が旅行代金として当方に支払った金額を超えるときは、お客様は、当方に対しその差額を支払わなければなりません。) お客様からのご希望による当該旅行契約の成立後の契約内容の変更、取消などにより発生した当該旅行代金の増加、または減少は全てお客様に帰属します。
2. 現地で行われた旅行契約の解除、変更にかかわる払い戻し、ご精算は、ご帰国後、当該旅行契約解除(変更)の日より起算して後30日目に当る日より前までに、当方へご連絡をいただいた場合のみ、旅行業務取扱料金、取消料金、違約金、変更手数料等を差し引いた差額をお客様指定の日本国内にある銀行口座へ振込みにて払い戻しいたします。期日を過ぎてからのお取り扱いはいたしません。
3. 現地で行われた旅行契約の解除、変更において、未使用の航空券、列車の切符、ホテルバウチャー等のチケット類が現地の手配代行者へのご返却がなされていない場合、及び現地の手配代行者へ契約の解除、変更のご連絡がその契約解除(変更)の日に直接なされたことが当方と現地の手配代行者等との間で確認がとれない場合の払い戻しはいたしません。(現地の手配代行者への通知なく行われた旅行契約の解除、変更についてのお取扱いは出来ません。)
4. 旅行代金の払い戻しは、全て日本国内あるお客様指定の銀行口座への振込み返金といたします。
5. お客様の都合による旅行契約の解除(変更)にかかわる旅行代金の払い戻しの場合は、払い戻しの際にかかる振り込み手数料は、お客様の負担とします。

二十、旅行代金の額の変更

1. 当方が手配を完了するまでの間に運送・宿泊機関等の契約書面に記載した基準日において有効な公示されている適用運賃・料金が、著しい経済情勢の変化等により、改定されたときは、その差額はお客様に帰属し、当該旅行開始日前の当方が定める期日までに全てご精算いただきます。

二十一、当方の免責事項

1. 当方の故意、または過失によるものではなく、お客様が以下にあげるような事由により損害を被られたときは、当方はその責任を一切負いません。当方の関与し得ない事由によるお客様への損害へは一切責任を負いません。
 - A. 天災地変等自然災害、戦乱、テロ、暴動行為等による旅程の変更、中止、及びお客様の身体、携行品等

への損害。

- B. 運送機関側の事由による大幅な遅れ(運行スケジュールの変更、フライトキャンセルを含みます。)、運行休止、過剰予約受付(オーバーブッキング)による旅程の変更、中止。
- C. 宿泊機関等の旅行サービス提供の中止(オーバーブッキング等を含みます。))による旅程の変更、中止。
- D. 官公署の命令その他、伝染病などによる隔離による旅程の変更、中止。
- E. お客様の自由行動中、あるいは、現地にてお客様自身で申し込んだオプションツアーなどに参加中等、当方の手配にかかわる旅行サービスの提供を一切受けない日、時間帯での事故、その他の損害、またはその損害による旅程の変更、中止。
- F. お客様が、集合時刻、出発時刻に遅れたことによる航空機、列車、船などへの乗り遅れ。
- G. お客様が、当該サービスを受けるためのホテルバウチャー、航空券、列車の切符などのチケット類を紛失盗難にあい、予定ホテルの宿泊が出来なかったり、予定の航空機、列車に搭乗・乗車できなかった場合。
- H. お客様が予約の再確認(リコンファーム)を怠ったために予約を取り消され、航空券等が無効になった場合。
- I. お客様がご自身の旅券が当該旅行に有効かどうかの確認を怠った、あるいは査証取得を出発までに行わなかったことにより出国、あるいは目的国へ入国できなかった場合。
- J. お客様の旅行中における当方、または手配代行者の関与しえない事由による不測の事態(疾病、傷害、盗難、その他の予期せぬ事故、災害から受けるいかなる損害についても当方が責任を負うものではありません。不測の事態により必要となった援助費用などの諸費用、治療費、及び日本のお留守宅から現地への連絡等にかかわる通信費等全ての費用、ご帰国後に必要となる諸費用全ては、お客様の負担となります。当ウェブサイト上の「危機管理と海外旅行保険」を併せて確認してください。
- K. 手配旅行では、特別補償、旅程保証の適用はありません。

二十二、お客様の責任

1. お客様の故意、または過失により当方が損害を被ったときは、お客様にはその損害を賠償していただきます。
2. お客様は、当方から提供される情報を活用し、「旅行条件書(契約書面)」に記載された旅行者の権利・義務その他の旅行契約の内容について理解するように努めなければなりません。また、当方から提出される契約書面、その他の情報を保管しなければなりません。
3. お客様は、旅行開始後に、確定書面に記載されたサービスについて、記載内容と異なるものと認識した時は、訪問国において速やかに当方、または旅行サービス提供者等(手配代行者等)へその旨を申し出なければなりません。
4. お客様は、外務省海外安全情報ホームページ等を参考に現地事情を理解し、自らも安全な旅行の遂行に努めなければなりません。
5. お客様が、その都合により旅行開始後、旅行の取り止め(一部の変更や取り止めを含みます。)をする場合は、訪問国において速やかに当方、または旅行サービス提供者(手配代行者等)にその旨を申し出なければなりません。その際、未使用の航空券、列車の切符、ホテルバウチャー等がある場合は、必ず現地にて手配代行者等へご返却下さい。

- 6.お客様が現地にて手配代行者等へ、当該旅行契約の範囲外の手配要請をした場合は、必ず現地にてその費用の全額を各機関に直接お支払いください。盗難、傷害、病気、災害、事故などの不測の事態による、通訳等の手配要請、通信費、その他の援助費用は、当方、及び手配代行者は、その費用のお支払いについてのお立替えやお支払いは、原則的に行わないことを認識し、不測の事態に備えて当該旅行出発前までに、必ず自身で任意海外旅行保険等の各種損害保険に加入をして下さい。

二十三、任意海外旅行保険、各種損害保険

- 1.手配旅行では、特別補償の適用はありません。
- 2.旅行中における疾病、傷害、盗難、その他の不測の事態(予期せぬ事故、天災地変等自然災害、戦乱、テロ、暴動・暴力行為等)における損害については、当方がその責任を負うものではありません。事故、災害における補償は、各国、各機関(運送機関、宿泊機関等)の規定によるものとします。国によってはその補償の程度(範囲)が極めて低い場合があります。予期せぬ事態(損害)に備えて、お出かけ前に任意の海外旅行保険等への加入を必ずご自身でして下さい。旅行中における疾病、傷害、盗難、その他のその他の不測の事態(予期せぬ事故、天災地変等自然災害、戦乱、テロ、暴動・暴力行為等)が発生した場合に要した諸費用は、全てお客様の負担となります

二十四、旅券・査証について

- 1.旅券の取得、及び現在お持ちの旅券が当該旅行に有効かどうかの確認、訪問国に入国するために必要な書類の確認、査証取得は、旅行開始日までにお客様の責任で行ってください。

二十五、海外危険情報について

- 1.申し込み前に、ご自身で「外務省海外危険情報」、「外務省海外安全ホームページ」にて、渡航先の安全情報についてご確認ください。

二十六、保健衛生について

- 1.申し込み前に、ご自身で「厚生労働省検疫感染症情報ホームページ」、保険状況についてご確認ください。

二十七、現地での買い物について

- 1.現地で、観光中・送迎中に現地ガイドなどが、土産店にご案内することがありますが、ご不用な場合は、キッパリとお断り下さい。当方では、一切土産店へのご案内には関知しておりませんので、お客様ご自身の責任でご購入ください。したがって、当方では、ご帰国後のお買い上げ商品の交換や返品等の取次ぎは一切致しません。
- 2.ワシントン条約又は国内諸法令により日本へ持ち込みが禁止されている品物がございますので、ご購入にはご注意ください。

二十八、個人情報の取扱い

- 1.当方は、旅行の申し込みの際に提出された旅行申込書に記載されたお客様の個人情報について、お客様と

の間の連絡のために利用させていただくほか、お申し込みいただいた旅行において、手配代行者、運送・宿泊機関等の提供するサービスの手配、及びそれらのサービスの受領のための手続きに必要な範囲内で利用させていただきます。当ウェブサイト上の「プライバシーポリシー」を確認してください

二十九、その他

- 1.申し込み時に送信する個別の「旅行条件書(契約書面)」、及びこの取引条件説明書に定めのない事項は、「標準旅行業約款 手配旅行契約の部」、及び 一般に確立された慣習に準じます。
- 2.旅行日程、旅行サービスの手配内容、旅行条件、申込金の額、旅行条件の基準期日、旅行業登録票 は、申し込み時に送信する「旅行条件書(契約書面)」、ウェブサイト上の現地混載ツアーの「ツアー条件」等に準じます。